

## 2. 4. 細則変更経緯

# 社団法人 日本機械学会 細則一部変更の経緯について

細則変更の主な要点 (1993年～2009年3月)

評議員会開催の 審議決定日	細則変更の要旨	細則の該当条文・条項
1993年3月 16日 (火)	1. 評議員選挙方法の変更「0区評議員は0区地区会員で選挙する」1994年4月に関東支部発足予定。 2. 支部長会議を支部協議会に変更 3. 部門協議会発足 (部門移行2年経過による)	関連条項: 第18条、第22条、第27条、第28条、第31条、第47条、第48条、第49条、第50条、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第73条、第76条、第85条、第89条
1994年3月 22日 (火)	「会誌は全会員に1部を無料で配布」を、永年会員無料から会誌代として半額とする変更。	関連条項: 第16条、
1995年3月 22日 (水)	1. 全国大会開催は評議員会承認事項から理事会承認へ 2. 地区別評議員定数を細則記載固定数から、定数取扱内規による会員数の変動を加味した定数とする。	関連条項: 第20条、第22条
1995年12 月19日 (火)	1. 評議員次点者数は理事会で定めるように変更。 2. 理事会の毎月開催を、原則としてを記載して運営の柔軟化。	関連条項: 第27条、第36条
1998年3月 20日 (金)	部門を評議員の選出母体に加える。54名の定数追加。	関連条項: 第22条
1999年12 月14日 (火)	第二世紀将来構想による本会組織の改革具現化並びに文部省より11月1日に認可を受けた定款変更に伴う必要措置のため日本機械学会細則の <b>全面変更</b> 1. 入会に「倫理規定」賛同 2. 会員資格変更は、上位資格取得の場合に復学の際は会費減額で対応する。 3. 会費は定款から細則記載へ移動 4. 会費減免を記載 5. 名誉員の推薦方法記載の改善 6. フェロー制度 7. 地区・部門の評議員定数は別途定めるとした。2期継続就任者の被選挙権条項の定款から細則記載移行 8. 理事の定数変更と理事新設 (広報理事、常勤理事) 9. 筆頭副会長選挙制度、会計理事⇒財務理事 10. 各20部門の記載 11. 新部会制度 (政策・財務部会、支部協議会、部門協議会、広報・情報部会、研究協力・標準部会、工学教育部会) 12. 支部・部門活性化委員会、技術倫理委員会、国際交流委員会、 13. 全国大会から年次大会へ 14. 職員・嘱託員を定款記載へ移行	関連条項: 第1条、第2条、第5条、第6条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第29条、第30条、第33条、第36条、第37条、第38条、第39条、第42条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第56条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第80条、第82条、第85条、第86条、第87条、第91条、第92条、第93条、第94条、旧13章の84条は定款へ移行、
2002年3月 25日 (月)	FA部門の名称を生産システム部門に変更する。	関連条項: 46条
2003年3月 25日 (火)	1. 工学教育センター、研究開発支援センター設立	関連条項: 第12章、第50条、第51条、第52条、第55条、第56条、第57条、第59条、第73条、第74条、第75条、73条～76条は削除
	2. 「産業・化学機械部門」の名称を、「産業・化学機械と安全部門」に名称変更を行なう。	関連条項: 46条
	3. 日本機械学会教育賞設置に関する条項を追記する。	関連条項: 93条
	4. 「評議員の職務は定款・細則と別に定める規定による」を明記する。	関連条項: 31条追加、34条と35条を新35条へ統合
2005年12 月13日 (火)	本部組織とその活動に関する組織改革に伴う細則変更。 1. 政策・財務部会を「政策・財務審議会」 2. 政策・財務部会所管の3つの委員会を担当理事会の直轄組織に変更する。「支部・部門活性化委員会」、「国際連携委員会」(国際交流委員会)、「技術倫理委員会」 3. 「能力開発促進機構」(工学教育センターと技術開発支援センターの一部を統合) 4. 技術開発支援センター機能の内、「産官学連携センター」、「標準・規格センター」組織を設ける。更に出版事業部会を「出版センター」とする。 5. 部門として独立するには機能しない境際的分野組織の活動拠点として、部門協議会の下に新たに「分野横断的・新領域対応型研究活動組織」を設ける。 6. 財務理事3名(4名)、企画理事4名(3名)とする等の主な変更を行う。 *実施日は2006年4月より	関連条項: 第24条、第46条、第50条、第51条、第52条、第55条、第56条、第57条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条
2007年3月 22日 (木)	大学院修士課程(博士前期課程)修了者を、准員から正員へ資格を変更する(条項追加)。	関連条項: 第5条2項、3項

## 2. 4. 細則変更経緯

	第5条 2. 学生員で卒業したときはただちに准員に資格を変更し <u>(進学した場合は除く)</u> , その旨本人に通知する。 3. <u>大学院修士(博士前期)課程を修了したときはただちに正員に資格を変更し, その旨本人に通知する.</u>	
2007年5月9日(水)	International Journal の廃刊に伴い、本会細則30条6項、71条、78条の表記を「英文ジャーナル」、「英文ジャーナル連絡会議」に変更する	関連条項:30条6項、71条、78条
2009年3月24日(火)	能力開発促進機構と産官学連携センターの統合により「イノベーションセンター」の新発足による変更。第87期より実施。	関連条項:50条、73条、74条

### 一般社団法人 日本機械学会 細則 (一部) 変更の経緯について

細則変更の主な要点 (2009年12月～2016年7月)

理事会 (評議員会) 開催の審議決定日	細則変更の要旨	細則の該当条文・条項
2009年12月2日(水) 評議員会	一般社団法人へ移行承認。定款と共に <b>細則全面変更</b> を承認	全面的な変更
2010年4月23日(金) 総会	2010年4月の通常総会で <b>一般社団移行と定款全面変更</b> を承認	全面的な変更
2010年11月10日(水) 評議員会	2009年12月の細則を更に一部変更 主に内閣府公益認定等委員会照会事項に対応して一部条項の変更	関連条項:第7条、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条の1、第31条、第40条、第41条、第59条、第71条、第78条、第79条、第14章、第82条、第84条、第94条
2010年12月8日(水) 総会	臨時総会(本会会議室)で2010年4月承認の定款を一部変更	定款の一部変更
2011年2月-3月1日	内閣府公益認定委員会より、2月23日付けで一般社団法人への移行を認可。3月1日付けで移行登記	
理事会で2012年3月27日(火)	2010年11月制定の細則を一部変更 新法人移行による代表会委員会の性格を強化するために、前会長には代表会委員の案内はせず(構成から外す)、事後に当日の資料を送付する運用に改めるため、関係する細則を一部変更	関連条項:第17条、第37条
理事会で2013年3月26日(火)	2012年3月制定の細則を一部変更 2013年度は常勤理事を置かないため、他の理事と同様に1名表記から1名以内に変更し、0名もありとするため、関係する細則を一部変更	関連条項:第24条
理事会で2015年1月13日(火)	2013年3月制定の細則を一部変更 理事会組織変更として、編修理事を5名から4名、広報理事を広報情報理事として3名とし、会誌編修部会を広報情報理事の所管とした。併せて学術誌の再編に伴う、英文レビュー誌、日本機械学会論文集、英文ジャーナル、英文レター誌(これらを総称して学術誌という)の発行と学術誌編修部会(旧論文編修部会)に変更した。これらに伴い、関係する細則を一部変更	関連条項:第24条、第30条、第71条、第78条 理事の職務担当に関する規定一部変更 理事候補者選出に関する内規一部変更
理事会で2015年2月10日(火)	代表会員・監事選挙方法(電子化)変更追加、2015年1月の変更に対して、関係する細則を一部変更	関連条項:第21、24、30、50、70、71、72、78条
理事会で2015年7月13日(月)	新法人化移行に伴い、理事会の権限が大幅に強化され、代表会委員会は諮問に応える評議機関として位置付ける。また、選挙で選ばれた会員の代表として意見を述べる場とするため、関係する細則を一部変更	関連条項:第35、36、37、39、40条
理事会で2015年12月8日(火)	2017年に迎える創立120周年に向けて本会会誌・ホームページリニューアルについて検討を行い、2017年1月からの変更に伴い、会誌編修部会の業務を広報・情報部会に移管することといたし、これらに伴い、関係する細則を一部変更	関連条項:第50、64、70、72条 第70条以降の番号繰り上げ
理事会で2016年1月12日(火)	2015年7月制定の細則を一部変更 2016年4月からマイクロ・ナノ工学部門(新設部門)が、通常の部門に移行することに伴い、細則第46条を一部変更	関連条項:第46条
理事会で2016年7月8日(金)	2016年1月制定の細則を一部変更 学生員の入会金500円を無料に、年会費4,800円を2,400円に変更し、学生員の会誌送付についても別途申合せを制定するため、関係する細則を一部変更	関連条項:第10条、第79条